

2024年度 海外派遣プログラム —派遣者による活動報告書—

協賛: Freshfields Bruckhaus Deringer LLP
McDermott Will & Emery LLP
Van Bael & Bellis SRL / BV
Bredin Prat SAS

東京大学大学院法学政治学研究科附属ビジネスロー・比較法政研究センター

目次

Freshfields Bruckhaus Deringer 法律事務所(ブリュッセル) 吉田 朝.....	3
Freshfields Bruckhaus Deringer 法律事務所(シリコンバレー) 松田 匠実.....	7
Kim & Chang 法律事務所(ソウル) 寒河江 志織.....	14
Bredin Prat 法律事務所(パリ) 芳仲 琴音.....	18
McDermott Will & Emery 法律事務所(パリ) 鈴木 惇心.....	27
McDermott Will & Emery 法律事務所(ブリュッセル) 山田 彪人.....	33
Van Bael & Bellis 法律事務所(ブリュッセル) 大場 結佳.....	39

I 概要

- ① 氏名: 吉田朝
- ② 派遣先: Freshfields Bruckhaus Deringer 法律事務所 ブリュッセルオフィス
- ③ 派遣期間: 2024年8月5日～9月6日

II 業務内容の一例

私は、ACT (Antitrust, Competition, and Trade)チームに所属し、EU 競争法に関する業務を行いました。以下では、私が行った業務の一例を記載します。

・EU 競争法ガイドラインについて事務所が発表するコメント草案作成

欧州委員会は、欧州連合機能条約(「TFEU」)第 102 条の支配の排除的濫用に関するガイドライン草案について、すべての利害関係者に意見を求める公開協議を開始しました。これに応じて、Freshfields では事務所として、コメントを発表することを予定しています。

同第 102 条は、企業の独占的な地位の乱用を防ぎ、市場競争を促進することを目的としています。具体的には、支配的な地位にある企業が、競合他社を排除したり、不当に高い価格を設定したりするような行為を禁止しています。このような支配の排除的乱用の例には、略奪的価格設定、マージン搾取、独占的取引、供給拒否などが含まれます。

今回のインターンシップで携わった EU 競争法ガイドラインについてのコメント草案作成は、ガイドラインにおける規定を詳細に検討し、既存の判例との整合性などを検証しました。特に過去の判例を参考にしながら、ガイドラインのドラフトが適切な規制となっているか、あるいは改善すべき点があるのかを検討しました。この業務を通じて、法解釈能力や、論理的な文章作成能力を養うことができました。

・デジタル市場法

近年、注目を集めているデジタル市場法(Digital Market Act)は、GAFA と呼ばれる巨大 IT 企業の市場支配力を抑制し、デジタル市場における競争を促進するための新たな規制です。この法律では、プラットフォーム企業に対して、特定の義務を課すことや、不当な行為に対して厳しい罰則を科すことが検討されています。

私の業務の内容は、実際の案件において、デジタル市場法がどのように適用されるか、をリサーチするものでした。特に、以下の点に注目しました。

- プラットフォーム企業の定義: どのような企業がプラットフォーム企業に該当するのか。
- ゲートキーパーの義務: プラットフォーム企業に対して課される具体的な義務とは何か。

これらの点について、最新の学術論文や業界レポートなどを参考にしながら、デジタル市場法の全体像を把握しました。

・EU の外国直接投資規制

EU の外国直接投資規制に基づき、外国企業による EU 域内企業への投資が、事前審査の対象となるかどうかを判断する業務に携わりました。具体的には、各投資案件の投資者の国籍、投資先の事業内容、投資金額などを詳細に分析し、EU の外国直接投資スクリーニング規則に照らし合わせ、審査が必要かどうかを判断しました。審査の判断にあたっては、以下の点に特に注意を払い、リサーチメモを作成しました。

- 投資先の事業内容: 投資先の事業が、EU の安全保障や公の秩序に影響を与える可能性のある「戦略的セクター」に該当するか。
- 投資金額: 投資金額が、各加盟国の定める閾値を超えているか。
- EU 域内における競争への影響: 投資が、EU 域内の市場競争を著しく制限する可能性があるか。

これらの要素を丁寧に検討し、実際の案件において、EU の法令解釈や加盟国のスクリーニング制度を参考にしながら、審査が必要かどうかを判断しました。この業務を通じて、EU の外国直接投資規制の複雑な仕組みを理解し、国際的な投資における法的なリスクを評価する能力を養うことができました。また、多様な法域の法制度を比較検討する能力も向上したと感じています。

・まとめ

これらの業務を通して、私は EU 競争法という非常に重要な法分野について、理論と実務の両面から学ぶことができました。特に、複雑な法条文を分析し、論理的に解釈する能力、そして、法的な文書を作成する能力は、今後のキャリアにおいても非常に役立つものと考えています。また、デジタル市場という新たな分野の知識を習得できたことは、今後の社会の変化に対応していく上で大きな力になると確信しています。

Ⅲ レポート

・事務所内の雰囲気:

18 世紀から続く歴史を持つグローバル法律事務所、Freshfields Bruckhaus Deringer は、世界中の政府機関、金融機関、大企業など、数多くのクライアントに高度な法律サービスを提供しています。特に、競争法をはじめとする複雑な国際取引において、その深い専門性と豊富な経験が評価されています。近年では、世界的な半導体メーカーの買収案件において、複雑な規制対応を支援し、クライアントの目標達成に貢献しました。また、大手製薬会社によるグローバルな特許訴訟においても、勝利に導くなど、数々の実績を誇ります。

私が派遣されたブリュッセルオフィスは、特に競争法や国際貿易法に強みを持っています。ブリュッセルオフィスでは、様々な国の法律資格を持つ弁護士が一同に集まり、国境を越えた複雑な案件に取り組んでいます。案件によっては、各国のオフィスに所属する弁護士が一つのチームとなり、クライアントのために最善の解決策を追求しています。

Freshfields は、単なる法律事務所にとどまりません。多様なバックグラウンドを持つ弁護士が集まる国際的な環境で、イノベーションを促進し、クライアントのビジネス成長に貢献しています。ジェン

ダー平等、ダイバーシティ&インクルージョンを推進し、社員がいきいきと働けるような環境づくりにも力を入れています。若手弁護士の育成にも熱心で、メンター制度や研修プログラムを通じて、将来を担う人材を育成しています。パートナーやアソシエイトの先生方は皆親切で、事務所内の各フロアにあるコーヒーマシンのエリアではよく先生方が休日の過ごし方や、最近扱った案件について難しかった点などを明るく話し合っただけでなく、ランチタイムでは、パートナーの先生方も同じカフェテリア内で食事をされるため、隣席になった場合には「どういふ弁護士になりたいか」「どうしてインターン先としてブリュッセルを選んだか」「どのような法分野に興味があるのか」など、気軽に声をかけてくださいました。

・インターンシップについて:

Freshfields では、インターン生に対して、充実した業務・学習環境が提供されていました。

- **バディ制度:** 経験豊富な弁護士が一人ひとりにつき、仕事内容やキャリアに関する相談に乗ってもらえました。事務所内で困った時はバディに相談しやすい環境が用意されていました。割り振っていただいた業務が一段落し、新たな業務に取り掛かる余裕ができた際には、バディにその旨を伝え、バディからチームのアソシエイトにアシストが必要な仕事がある場合は、私に連絡するよう伝えてくださいました。
- **研修セミナー:** 競争法に関する専門的な知識を深めるためのセミナーが定期的開催されました。具体的には ACT グループのアソシエイトの先生方による、TFEU101 条及び 102 条、カルテル、企業結合、国家補助規制、海外直接投資等のセミナーがありました。事務所内でどのような案件を扱っているか、その法分野ではどのようなキャリアを歩んでいる人が多いか、伺うことができました。
- **アソシエイトに向けた研修資料:** 事務所内の若手アソシエイトに向けた研修資料・動画の視聴や、事務所内の図書での自習を通し、自己の知識を深める機会がありました。
- **チーム内での業務:** 実際の案件に携わり、チームの一員として仕事をする中で、実践的なスキルを習得することができました。クライアントとの電話会議に参加させていただくことで案件がどのように進んでいるか実際に体感することができました。
- **社内イベント:** 同僚との交流を深めるための様々なイベントが開催され、職場に早く馴染むことができました。サマーインターンには、私を含めて 8 名のベルギー人の学生が参加していました。その中で ACT チームに配属されていたのは、私を含めて 2 人でした。インターン生は、(業務の締め切りが迫っていない限り)毎日ランチタイムと一緒にご飯を食べ、とても仲良くなりました。週に一回はインターン生で、就業後に近くのバルに行き、軽い飲み会をしました。サマーインターン生は、国際的なバックグラウンドを持つ優秀な学生ばかりで、活気あふれる雰囲気の中で学ぶことができました。皆、ベルギー屈指のロースクールに所属している優秀な法学徒で、向上心が高く、将来通いたい LLM や、扱ってみたい法律の分野について熱く語りあい、お互いの将来について鼓舞しあうことができ大きな刺激を得ました。法曹資格を得る国は違うものの、国境を超えて熱い思いを持つ同志と知り合えたことは、何よりも代え難い機会となりました。事務所の公式のイベントとして、若手アソシエイト、数人のパートナー、インターン生と共にカートで遊ぶ機会を設けていただきました。業務外で先生方と私生活や大学院時代のお話等を伺うことができ、とても興味深く感じました。競争法の弁護士として活躍するためにオススメに LLM やインターンなどについて詳しく伺うことができ、自分の今後のキャリアを構築していくにあたって、新たな視点を得ることができました。

・まとめ

今回のインターンシップでは、EU 競争法という非常に重要な法分野について、理論と実務の両面から学ぶことができました。特に、デジタル市場という新たな分野の知識を習得できたことは、今後の社会の変化に対応していく上で大きな力になると確信しています。

海外のトップローファームの働き方や雰囲気、求められる能力を知り、国際的な舞台で海外の弁護士と対等に闘える弁護士になるために今後自分がどのように成長していくべきか考える大変貴重な経験となりました。Freshfields で得られた経験は、私にとって貴重な財産となり、今後のキャリアに活かしていくつもりです。



Silicon Valley オフィスのテラス



San Francisco オフィスからの眺め

I 概要

① 氏名:松田 匠実(まつだ たくみ)

2023 年度入学(法曹養成専攻・既修コース)

派遣時には法科大学院 3 年次に在籍していました。在学中の派遣としては二期生です。

② 派遣先:Freshfields Bruckhaus Deringer 法律事務所 Silicon Valley オフィス

Freshfields Bruckhaus Deringer 法律事務所は 18 世紀から続く、マジックサークル(英国五大法律事務所)の中で最も古い法律事務所です。世界全体では 30 箇所以上にオフィスを有し、メインオフィスはロンドンにあります。事務所全体では 2800 人以上の弁護士が所属しています。

Silicon Valley オフィスは 2020 年に開設された比較的新しいオフィスですが、現在では 60 人以上の弁護士が籍を置いています。私は同オフィスの競争法チームに配属され、競争法分野の研修を行いました。

また、同事務所は Silicon Valley オフィスから電車で 1 時間程度の位置に、San Francisco オフィスも有しており、研修前後にサンフランシスコで用事がある際などは、San Francisco オフィスでも研修を行わせてもらいました。

③ 派遣期間:9 月 3 日～27 日

派遣期間の勤務日に、9 時 30 分から 17 時頃まで研修させていただきました。Silicon Valley オフィスの先生方の多くは、毎朝自宅でヨーロッパの弁護士やクライアント等とのオンライン会議に

出席した後、オフィスに出動されていたため、出勤時間は遅く、また、帰宅時間は早めのものでした。それに合わせて私も上述のような出勤・退勤時間にさせていただきました。

II 業務内容

(1) 異議告知書(Statement of Objections)に対する反論のための調査

最初にアサインされたのは、クライアントが欧州委員会から異議告知書(Statement of Objections)を受領した案件で、それに対する反論を行うための、事実調査を行うという業務でした。担当弁護士から、役に立つ情報が載っているはずだと、合計 300 ページ程度の英語の判決文等を受けとり、そこから反論に用いることができそうな事実を探して、レポートにまとめました。

レポートにまとめる作業自体は数日で終わったものの、この案件についてはその後も、担当弁護士が反論の原稿を用意し、プレゼンテーションの練習をする様子を横で拝見させて頂きました。また、担当弁護士がブリュッセルまで実際に反論に行った際には、現地での出来事や、そこで得た情報等のお話を聞かせてもらいました。派遣期間を通じて、一つの案件の流れを長期的に見ることができたことは、とても勉強になりました。英語でのレポート作成に慣れていなかったため、弁護士の先生からフィードバックをもらいながら、文献の引用方法や、担当の弁護士の先生にとって使いやすい資料となるような書き方を試行錯誤しました。

(2) 日本とEUの抱き合わせ販売規制を比較するレポートの作成

次にアサインしていただいたのは、競争法上の抱き合わせ販売規制(その中でも特に、複数の商品・サービスを各商品・サービスごとに別々に購入することもできるが、複数の商品・サービスを合わせて購入する場合には代金合計額が割引される、セット割引(Mixed Bundling)という販売方法の規制)について、日本とEUの規制内容を比較するレポートの作成でした。日本から持参していた教科書を参照し、また日本にいる友人に資料集めを手伝ってもらいながら、レポートをまとめました。分かりやすいレポートとなるよう構成を工夫したところ、担当弁護士に褒めていただけたので、嬉しかったです。

レポート提出後、さらに日本法上の条文適用や実際の事例について更に詳しく教えてほしいとのアサインを受け、それについてもレポートをまとめました。具体的な事実関係をどの程度捨象し、要点をどのように伝えるかという点に細心の注意を払いました。

(3) 問題解消措置(remedy)の提案

300 ページ程度の、競争法違反が認められたアメリカの判決を読み、その事案における問題解消措置としてどのようなものがありうるかを提案するレポートを作成しました。アサインの際に担当弁護士から現実的な問題解消措置を例示いただいたため、学生である自分に求められているのは、現実的な提案ではなく、彼の視野を広げるようなアイデアだろうと考え、少し非現実的な、しかし理論的には正しいと思われる、問題解消措置を考え出し、提案しました。自由度の高いアサインメントであったため、とても楽しかったです。

- (4) 日本の半導体戦略についてのレポート
日本が近時、行っている半導体戦略の内容を教えてくださいという依頼を受け、その内容をまとめたレポートを作成しました。特に、半導体に関する政策について法律レベルの裏付けがあるのか、補助金がどの程度注入されているのか、どの程度の大きさの半導体を対象としているのかといった点を教えてくださいという依頼だったので、そのあたりが分かりやすいように、具体例を交えながらレポートを作成しました。もともと関心を持っていたテーマであり、非常に勉強になりました。
- (5) 日本への波及可能性についての議論
競争法違反が認められたアメリカの判決を読んで、同じような事例が日本でも問題になりうるかを検討し、それについて担当弁護士と議論をしました。その際に、日本のある企業がどのようなシステムでサービスを提供しているのかが問題となったため、それについてもリサーチを行い、報告を行いました。同じ技術等を用いているにもかかわらず、各国の文化や歴史的経緯により、商品・サービスの普及状況が全く異なり、そのために法的な問題も全く違ったものになりうるということを知り、非常に興味深かったです。
- (6) 日本の最新の独占禁止法の事例についてのレポート作成
日本で、公正取引委員会が独占禁止法違反の疑いで立ち入り検査を行った事例について、その報道内容等をレポートにまとめました。同事例は国際的に問題となっており、他国に先駆けて公正取引委員会が取り締まりを行ったため、情報のアップデートを目的としてアサインされたのだと思います。驚いたのは、日本での報道が出てすぐに依頼を受けたことです。競争法の世界がグローバルに繋がっており、他国の動向に対する関心が強いこと、及び、担当弁護士の情報収集の感度の高さを感じました。

III レポート

- (1) 派遣先での業務以外の経験
私の研修期間中、私を含めて三人の研修生が、Silicon Valley オフィスで研修を行っていました。私以外の二人はイギリスとドイツからそれぞれ来ており、私と同じく、まだ法曹資格を取得していませんでした。彼らは Freshfields の数箇所のオフィスを半年以上かけて回っており、Silicon Valley オフィスに 3 か月以上滞在することでした。彼らとともに昼食などをとり、仲良くなることができたのはとても良い経験でした。
また、弁護士の先生が私達研修生を、シリコンバレーの伝説的なレストランや、メジャーリーグの野球の試合に連れて行ってくださったことは、アメリカの文化を感じる非常に良い機会となりました。さらに、私達研修生は、弁護士の先生方のご好意により、Silicon Valley オフィス近くの裁判所と、サンフランシスコの裁判所のそれぞれの裁判を傍聴する機会を頂きました。傍聴を通じて、迅速かつ機械的に事件を処理していく裁判官による裁判期日と、非常に丁寧におこなわれる陪審裁判(トライアル)の双方を見ることができ、大変勉強になりました。

これに加え、私達は、Silicon Valley オフィス全体の会議や、アメリカにあるオフィス合同の競争法グループの会議などを拝聴する機会をいただきました。事務所としてどのように方針を決定し、それを各弁護士に伝達するのか、また大きい事務所のまとまりをどのように確保するのかについての工夫を学ぶことができました。

私は現在スタートアップ法務に関心を有しているため、Silicon Valley オフィスに在籍する、スタートアップを専門とする弁護士の先生と、コーヒーチャット等でお話をお伺いする機会をいただけたことも非常に勉強になりました。

(2) 派遣先以外での本研修中の経験

上述の通り、私は現在、スタートアップ法務に強い関心を有しております。そのため、沢山のスタートアップ企業を生み出し続けているシリコンバレーで一か月間生活できたことは、私にとって非常に贅沢な機会でした。このような本研修の機会を活かし、私は土日や、平日の勤務時間外の時間に、様々な現地で活躍する方々のお話をお伺いすることができました。来年以降の本プログラム参加者の皆様の参考のために、代表的なものを以下に記します。

① バイエリア大学同窓会合同 BBQ 会

バイエリア(サンフランシスコ湾岸地域)の日本の大学の同窓会が合同で開催する BBQ 会に参加させていただきました。赤門会(東京大学の同窓会)の参加者が 42 人と最も多いものの、226 人の方が参加していました。日本企業の CVC の駐在員の方々や、アメリカの IT 企業で働いている方々、アメリカの VC に就職した方等沢山の方とお話しすることができました。また、以下の経験の三分の一ほどは、この BBQ 会で知り合った方のご紹介で実現したものです。

② スタンフォード大学の学生の方

スタンフォード大学の博士課程で宇宙工学の研究をされている方や、同大学の MBA に通われている日本企業出身の方のお話をお伺いすることができました。具体的には、シリコンバレーの特異性についての現地で暮らす方の考察や、同大学の MBA における起業への意識や取り組み方等のお話をお伺いしました。

③ 日本のスタートアップの社員としてアメリカで働く弁護士の先生

上記 BBQ 会で知り合った方に紹介していただき、日本のスタートアップ企業のサンフランシスコオフィスのマネジメントを行う弁護士の先生のお話をお伺いすることができました。具体的には、スタートアップ企業におけるインハウス・ロイヤーの役割、日本のスタートアップ企業のグローバル進出の難しさ等のお話をお伺いしました。

④ アメリカのベンチャーキャピタルのイベント

アメリカ最大級のアクセラレータ/VC が行う、日本企業のバイエリア駐在員向けのイベントに参加させていただき、アメリカのスタートアップ企業と日本の大企業・日本のスタートアップの違い、海外投資家の日本のスタートアップに対する評価、日本企業の駐在の難しさ等のお話をお伺いしました。また同社のオフィスを、社員の方に案内していただきました。

⑤ アメリカで総合アドバイザーとして活動する方

日本で弁護士として働いた経験を活かし、アメリカで、日本企業等に対し、法律・会計・税務等の分野の経営的意思決定についてアドバイスをされている方のお話をお伺いすることができました。具体的には、国際的な案件の難しさや、日本人弁護士が国際的に活動することの難しさ等のお話をお伺いしました。

⑥ UC Berkeley の学生の方

UC Berkeley を訪問し、同大学のロースクールに通う弁護士の先生方や、同大学のビジネススクールに通う日本人学生の方、同大学で情報系の研究をする日本人学生の方等のお話をお伺いすることができました。特に、アメリカの大学の文化や、それにどのように馴染むか等のお話は大変勉強になりました。

⑦ Wilson Sonsini Goodrich & Rosati 法律事務所のシニアパートナーの先生

シリコンバレーの成長を最初期から支えてきた同事務所で、スタートアップの資金調達を専門にするシニアパートナーの先生のお話をお伺いすることができました。具体的には、同事務所におけるスタートアップ法務を専門とする弁護士の立ち位置、スタートアップ関連の業務の特徴、弁護士報酬の回収方法、日本のスタートアップの海外進出の状況等についてお話をお伺いできました。

⑧ 日本の特許法律事務所のシリコンバレーオフィス

日本の特許法律事務所のシリコンバレーオフィスを訪問し、同オフィスの支所長のお話をお伺いすることができました。具体的には、国際特許の案件がどのように進行するのか、アメリカの知財業界のシステム、アメリカの法律事務所の仕組み等のお話をお伺いしました。

⑨ 日本の総合法律事務所のシリコンバレーオフィス

日本の総合法律事務所のシリコンバレーオフィスを訪問し、同オフィスの先生方のお話をお伺いすることができました。具体的には、国際的なスタートアップ法務の案件の内容や特徴、シリコンバレーオフィスの利点、最近のスタートアップ業界の変化等のお話をお伺いできました。

(3) 本研修で学んだこと

① 自らの視野の狭さ

本研修で私が学んだ、最も大きな教訓は、世界で活躍する弁護士の先生方は非常に広い視野をお持ちであり、日本で過ごして狭くなってしまっていた視野を大きく広げないと世界では活躍できないということです。私が研修期間中所属した、Silicon Valley オフィスの競争法チームは、非常に多国籍なチームであり、各弁護士が世界中のオフィスを飛び回っていました。当然のようにヨーロッパとアメリカのそれぞれのオフィスに拠点を持つ弁護士の先生方や、国境に縛られずに、将来どこのオフィスで働きたいかを自由に検討する研修同期との交流を通じて、私の視野がどれほど日本国内に閉じていたかを痛感させられました。特に、今まで私が、無意識のうちに自分のキャリアを日本国内で選択するものだと思っていたことに気が付かされました。もちろん、競争法という分野の特殊性も大きいとは思いますが、少なくとも、最初から、自分で自分の可能性を狭めるのはもったいないと強く思われました。

この観点から、特に学ぶべきと感じたのは、派遣先の弁護士の先生方の、知識・関心のグローバルさです。先生方は世界各国の政治状況やニュースについて豊富な知識を

お持ちで、日本の政治状況や歴史についても大変詳しくご存知でした。また、私に、日本の大学や法曹養成のシステム、日本の政治状況、日本語の表現等について積極的にお尋ねくださいました。先生方は、グローバルに働いていれば、そのような知識がいつか役立つかもしれないとお考えの下、日々他国の情報にもアンテナを張り、「自分事」として学び続けていらっしゃるということだと思います。自分のキャリアを日本に閉じ、外国を旅行先としか捉えずに、アンテナを閉じてしまっていた自分の未熟さ、視野の狭さを大いに思い知りました。

② 法律家としての仕事の仕方

一方、弁護士に求められる能力については、必要なことを懇切丁寧にやり続けることが重要なのはどこの国も変わらないのかもしれないと感じました。具体的には、小さな論点も含め、すべての論点をしっかりと検討すること、文献を丁寧に読み込み、適切に引用を行うこと、クライアントの不安な気持ちに寄り添ってしっかりと説明するように心がけることなどです。特に、シニアパートナーの先生が、数時間、立ったまま、スピーチの練習に励み続ける姿を拝見したことには、強い感銘を受けました。派遣先の事務所の先生方のように、どれだけ経験を積んだとしても、慢心せずに、基本的なことを怠らず、しっかりと準備をして仕事に臨みたいと感じました。

③ 多角的な語学力強化の必要性

本プログラムを通じて、私は、多角的な語学力強化の必要性を痛感しました。具体的には、今までの私の英語学習は、アメリカ英語話者が、しっかりと喋っていて、自分はその発音を聞き取りやすい環境にいる、という限定的な場面の学習に極端に偏っていたということに気が付きました。よく言われることですが、現実のアメリカ社会には様々な出自の方々が暮らしており、様々な訛りの英語が飛び交っています。そして、現地人が英語をしっかりと発音する機会は、会議の際などに限られ、通常の雑談等の場合、現地人の発音は曖昧になり、かつテンポが乱れがちになります。さらに、レストラン等では周囲の雑音が大きかったり、席が離れていたりして、ほとんどの音が聞き取れないこともある環境下で、相手が話しているだろう内容を推測して会話することが求められます。このように、実際に「言語を使う」ために、自分には、どのような力が不足しているのかを知るためには、現地で生活してみることが必要不可欠であるように思います。今後はこのような点に気を付けながら、語学学習を進めていこうと思いました。

(4) メッセージ

まず、この報告書をお読みになっている、未来の本プログラム参加者の方の中には、自分の語学力に不安を感じている方がいらっしゃるかもしれません。私も出国前日までは同じような気持ちでした。しかし、私が思うに、本プログラムは、自分の語学力や法的思考力を披露する場ではありません。むしろ、本プログラムは、自分の能力の足りない部分を具体的に明らかにする場であり、その不足部分の強化のために活用してこそ、最も効果を発揮すると思います。現地では、バイタリティを持って質問し続け、話し続ければ、コミュニケーションに問題はありません。海外の法律事務所で実際に使われている英語に実際に触れなければ、自分がこうした場所で活躍できるようになるためにどのような学習をすべきかを知ることができなかつたでしょう。早い段階でそのような問題意識を持ち、それに対応することができる本プログラムは非常に有意義であるように思います。未来の本プログラム参加者の皆様には、語学力に不安があっても、まずは勇気をもって参加してみたいとお伝えしたいです。

より大きなことを言えば、皆さんには、本プログラムに限らず、自分の可能性を自ら狭く規定せずに、チャレンジし続けることをお勧めしたいです。特に法科大学院は、ほとんど

の人が司法試験という共通の目標を目指しているという特殊な環境であり、どうしても視野が狭くなりがちです。しかし、在学中から自身の興味を深める活動を積極的に行っていくことが、あなたの個性を深め、あなたらしい形で社会に貢献することに繋がると思います。そして、もし、あなたが法律家として国際的に活躍することに関心を有しているのであれば、是非このプログラムに参加することをお勧めします。

私は、この報告書で紹介したとおり、本研修中、派遣先の事務所外でも様々な経験を積むことができました。その経験のおかげで、シリコンバレーにおけるスタートアップ専門弁護士の立ち位置や、海外での生活、働き方への解像度が高まったことは間違いありません。改めまして、本研修中、私のためにお時間を割いて下さった皆様、本当にありがとうございました。翻って、何故皆様が私のためにお時間を割いて下さったのかを考えると、外国の法律事務所で一ヶ月の間インターンで学ぼうとしている日本のロースクール生という珍しさや、そうした貴重な体験を学生に与えたいという本プログラムの理念への共感のおかげだったのではないかと考えています。本プログラムはそのようなチャンスを提供してくれる、素晴らしいプログラムです。是非未来の参加者の皆様にも、このチャンスを有効活用していただきたいと思っています。

最後になりますが、Freshfields Bruckhaus Deringer 法律事務所での研修期間中、Alan Ryan 先生をはじめとした事務所の先生方、スタッフの方々、研修同期の二人には、大変お世話になりました。本当にありがとうございました。また、このような貴重な機会を提供して下さった、藤田友敬先生、Simon A.W. VANDE WALLE 先生、後藤元先生、オルテガ・マリア様、大山美由紀様、尾西由紀様をはじめとした東京大学大学院法学政治学研究所附属ビジネスロー・比較法政研究センターの皆様、本プログラムにご支援を賜りました Freshfields Bruckhaus Deringer 法律事務所、McDermott Will & Emery 法律事務所、Van Bael & Bellis 法律事務所、Bredin Prat 法律事務所の関係者の皆様に、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

I 概要

- ①氏名: 寒河江 志織
- ②派遣先: Kim&Chang 法律事務所(ソウル)
- ③派遣期間: 2024年8月19日～9月20日

II 業務内容

1. 業務

- 主に、**リサーチ**を行いました。私は、研修前から先方に知的財産に関心がある旨を伝えていたため、日本の知財関連法令や判例、公文書、政策動向などを調査・報告する業務を中心にを行いました。その他にも、日本の法律事務所におけるリーガルテックの活用情報について報告・発表したり、海外の法律機関の公開文書を調査してまとめたりする機会もありました。
- **翻訳業務**はほとんどありませんでした。業務は、日本チームの先生方からアサインを受けることが多いですが、先生方も日本語が達者な方ばかりですし、何より翻訳作業を担当するスタッフチームが別にいると伺い、流石と言わざるを得ませんでした。
- 派遣期間中にインターン生が他にいる場合、**Clerk Session** といって、各業務分野や多様なキャリア形成(インハウス弁護士の業務など)について弁護士の先生方から学べる機会もあります。
インターン生向けの研修ではないですが、アサインしてくださった先生が登壇する**セミナー**に呼んでくださり、韓国の知財実務や近年の法改正動向について学ぶ場も得られました。
- 韓国の**裁判所**を訪れる機会もありました(憲法裁判所見学・地方裁判所における期日傍聴)。特に、裁判傍聴は弁論期日であったこともあり、裁判官に対して弁護士がパワーポイントを使って侵害製品について詳細かつ熱心に説明する姿を間近に見ることができました。

2. 方法

- インターン生のみがいる部屋で業務を行います(4人一部屋)。業務関連のミーティングはSkypeを通じて行うことが多く、先生方に対面で会うのはランチなどを一緒に過ごす時だけということが多いようです。
- 私は韓国語を使うことができたため、韓国語又は英語で業務を行いました。もともと、韓国語が業務上必須ということではなく、日本チームの先生方やスタッフの方とは日本語でやりとりすることに何ら不便を感じることはないと思います。
ただし、他のインターン生との交流や日本チーム以外の先生と業務を進める場合には英語が必要になります。私の場合、英語は TOFELibt85 くらいでまだまだ未熟な状況で行ったため、英語能力の不十分さを実感しました。一方で、韓国語は意思疎通の面で大きなブースト

になったと感じました。

- 業務上使える翻訳ツールや ChatGPT などが事務所で管理するポータル内に整備されています。完成度の高い成果物を作るためには非常に便利なので、頻用しました。

3. アサインについて

- 最初の1週間程度は、アサインを受けることがなかなか困難でした。所属弁護士が千人規模の事務所であるため、インターンがいるという事実が伝わるのにも時間がかかるというのが現実のようです。実際の業務は、2週目から徐々に増えていき、時間が経つにつれて他のインターン生が繋げてくれた業務なども出てきたという感じでした。
- 通常は、インターンチーム又は日本チームのスタッフを通じてアサインを打診されます。ただし、業務量に余裕があれば、スタッフさんに早いうちから頼んで業務を回してもらったり、会った先生にアピールしたりするなどの自助努力をすることは、自分の研修をより有意義なものにするためにも必要だと思います。

III レポート

1. Kim&Chang という組織について

- 韓国最大規模の法律事務所であり、国内最高品質のサービスを誇る組織といえます。同所には、1000名程度の弁護士を含め、外国弁護士、会計士、弁理士など総勢1750名余りのプロフェッショナルがいます。ソウルの中心地に、近接する5棟のオフィスビルを持ち、初日はその規模の大きさに圧倒されました。
- 韓国の中にも、5大法律事務所と呼ばれる代表的な法律事務所がありますが、その中でも Kim&Chang は圧倒的な地位を有するといえます。
しかし、そのポジションに安住することなく、韓国の法律業界の市場規模に比べて拡大していく事務所をどのようにして発展させていくべきかを考えていらっしゃる先生方もおられ、成長をとめず、より良いサービスを追求しようとする企業文化を垣間見たような気がしました。
- 国際的にサービスを提供する法律事務所であり、事務所で使われる言語は想像以上に英語も多く、外国人弁護士や米国のロースクールで J.D.をとった韓国人弁護士が非常に多いという肌感でした。その点で、日本人弁護士のキャリア形成の方法とは異なる点もあるのだと感じました。
- 一方で、明確なチーム制が組織されているというわけではなく、ジュニア弁護士は様々なプラクティスを行う弁護士と仕事をしながら、専門とするプラクティスを緩やかに形成していくという経過を辿るケースが多いそうです。

また、対面のミーティングを重視し、Skype を活用しながらもオフィスに出勤しての業務を原則としているとのことでした。大規模な事務所になっても、若手弁護士にとっては先輩弁護士との密なコミュニケーションのもとに成長していく環境があるのではないかと思います。

2. JP・JPIP プラクティスについて

- Kim&Chang で日本プラクティスを行う弁護士は、約 300 名にのぼり、うち日本語が堪能な弁護士も相当数いらっしゃいます。日本に数年間住んだ経験があり、慣習・文化などにも通じた方も多く、日本のクライアントとの円滑な意思疎通が図れる理由の一つだと感じました。
- 業務内容としては、日本の法律事務所ですら「中国法務」「東南アジア法務」などと言うように、特定の地域に特化した専門性を持つ業務分野で行われていることと大きくは変わらないという印象を受けました。ただし、Kim&Chang の先生方が日本の法律事務所をどのようにご覧になっているかなど、率直かつ興味深いお話を伺えた点では、日本におけるインターンシップでは見えない世界線が見られたと感じました。例えば、빨리 빨리(韓国語で「早く早く」の意味)が根付く韓国クライアントの要求を前にすると、日本側(企業・法律事務所)はやや慎重にすぎる面があり、いかにコミュニケーションをとっていかかが肝となるというお話は新鮮に感じられました。
- 業務の多くは日本法についての調査であったため、韓国法について深く知る機会はそれほどありませんでしたが、知的財産法に関しては、日本と韓国は共通点が多いと言えます。その点で、先生方とお話していて、「ここまで制度が似ているのか」と驚く部分もありましたし、逆に「だからこそ、韓国の実務上は日本法のこの点について知りたいと思うのか」と納得がいく部分もありました。

3. グローバルな環境での研修

- 渡航前の私は、先方の先生方も韓国法弁護士でいらっしゃるだろうし、インターン中は大方韓国語を使えば何とかなるだろうと思っていました。実際、韓国語には大いに助けられました。とはいえ、自分自身がグローバルな環境に慣れていないという点を痛感しました。Kim&Chang には、学部時代から留学して海外の資格をとって韓国に戻ってきたという方や海外の法律事務所数年間勤務した経験のある方が珍しくありません。業務上英語を使うことが全く苦ではなく、海外の法律実務についても精通していることが大前提としてある環境を目の当たりにすると、これから研鑽を積むべきことは山ほどあるなと気が引き締まる思いでした。
- インターンシップの重要な部分として業務があるとはいえ、それと同じくらい重要だと思えるのが現地弁護士との交流です。日本国内のインターンシップとは異なり、就職活動としての性質は薄くなるため、弁護士の先生方との関係も多少変わる点は否めません。とはいえ、日韓ビジネスは現在も活発であり、将来的に一緒にお仕事をさせていただく可能性も十分にあります。そして、法律家を目指す学生に対して、一弁護士として職業生活上大変参考になる助言をくださる先生方がたくさんいらっしゃいます。打算的に行動する必要はないですが、将来自分が法律家として社会に出た時に、気持ちよく今後も関係を続けていだけるようという気持ちで、毎回のミーティングに臨むことは大変重要だと感じました。
- 所外での研修ではありますが、滞在中縁あって現地の半導体企業である LX Semicon の IP

チームを訪問させていただきました。半導体産業の動向や企業内の IP チームの役割など、先端技術産業に関連する法務に関心のある私にとっては、大変興味深く視野を広げる良い機会となりました。

必ずしも事務所での研修以外の訪問先までアレンジする余裕はないかもしれませんが、滞在中の時間を最大限に使う上では検討してみるのも良いかと思えます。



4. インターン生との交流

- 今回の研修で想像してもみなかった学びをもたらしたのは、インターン生との交流でした。韓国の大学では学期が 9 月から始まるため、国内のインターン生は 7 月から 8 月上旬にかけてインターンに参加します。そのため、研修期間が重なったインターン生の多くは、韓国人ではあるものの、アメリカに既に移住または留学しており夏季休暇中に米国の法律事務所でのインターンの他に Kim&Chang でのインターンにも参加している方々でした。

- 最初のうちは、彼らのキャリアにおける選択肢や普段の学生生活、弁護士を志すに至った経緯などにおける事情に大きなギャップを感じ、この経験を自分の中でどのように消化するべきなのか分かりませんでした。

しかし、一緒に食堂で昼食を食べたり、懇親会を開いたり、雑談をしたりする中で、彼らの置かれた状況に対する解像度が上がり、相互に理解が深まっていきました。

- 同じ世代の学生がどのような思いでこのインターンに参加しているのか、これからどのような道を歩んで行きたいのかについて直に交流する機会があったことは、私自身のこれからの法律家としての人生に対する考え方を改めて見直すきっかけとなりました。また、何よりも韓国という地で朗らかで優秀な友人に出会い、将来それぞれが働き始めてからも再会する可能性ができたという点が大変喜ばしいことでした。



結びに、このような実りあるプログラムをご支援くださいました、東京大学ビジネスロープログラムの先生方・スタッフの皆様、そして資金面で多大なるお力添えをくださいました企業の皆様にご心より感謝申し上げます。今回の経験を自らの糧として、国際的に活躍できるような法律家を目指して今後も精進して参ります。

Bredin Prat 法律事務所(パリ) 芳仲 琴音

I 概要

①氏名: 芳仲 琴音

2023 年度入学・派遣時法曹養成専攻既修コース 3 年

②派遣先: Bredin Prat 法律事務所(パリ)

③派遣期間: 2024 年 9 月 2 日～9 月 27 日(4 週間)

II 業務内容

(1) 事務所の概要

Bredin Prat はパリ・ブリュッセルに拠点を持つフランスの大手企業法務事務所です。所属弁護士は 200 人程度、このほか、図書・翻訳・IT など多くのセクションのスタッフが勤務し、また、常時インターンも多く受け入れています。

フランスの法律事務所の中での Bredin Prat の特徴として、Best Friends の一員であることが挙げられます。Best Friends は Slaughter and May (イギリス)などによって構成される法律事務所のネットワークで、ヨーロッパ 6 カ国に 1 つずつメンバーの法律事務所があるほか、日本など他地域の事務所とも協力関係にあります。案件処理にあたっての協力や定期的な交流会があるのはもちろんのこと、ブリュッセルの各事務所のオフィスは同一の建物内に置かれており、緊密な連携が実現されています。

Bredin Prat が取り扱う業務分野は多岐におよび、働く弁護士も専門化されています。今回私がインターンシップを行なったのは Competition Law(競争法・独占禁止法)のグループでしたが、このほかにも、コーポレート、レギュレーション、税務、ファイナンスなど多くのグループが存在していました。

(2) 業務内容

前述のように、私は競争法グループのインターンとしてインターンシップを行いました。大まかなインターンシップの流れと、印象的だった業務を紹介します。

①オリエンテーション

初日はオリエンテーションでした。私のインターンシップ開始と同じタイミングで他にもインターンシップ・出向を始める人が 15 名程度おり、全員で所内のツアー、IT ツール・図書システムなど事務所のルールの説明、サイバーセキュリティの講習などを受けました。

このオリエンテーションは、後から振り返るとかなりの難関だったように思います。というのも、基本的にオリエンテーションが全てフランス語で行われたからです。私のフランス語は学部入学から 1 年半ほど第二外国語として学んだ程度で初歩的です。守秘義務契約などの重要シーンでは英語対応のできる職員の方が個別についてくださったり、配布資料だけ英語版を頂けたりとかなりの特別扱いをしていただいたのですが、どうしてもフランス語で進む研修

に取り残されるシーンもありました。

ただ、Bredin Prat の職員の方も同時期のインターンも、私が申し訳なくなるほど親切で、「困っている」と伝えるとお願いしたこと以上に助けてくださることばかりでした。とりわけ、私がほとんどフランス語についていけないことを察して Qwerty 配列のキーボードを手配して下さった(フランスの標準的なキー配列は Azerty です)IT デスクの Marina さん、隣の席から「これは大事、これは大事じゃない」とオリエンテーション内容の要約を小声で教えてくれたインターンの同僚の Jeanne の 2 人には、この 1 日だけで、返しきれないほどのご恩があります。

②業務内容

2 日目からはインターンシップのプログラムが始まりました。競争法チームのインターンは全 7 名ほどで、私は、先ほどの Jeanne、そして Ombeline という 2 名のフランス人インターンと同室のデスクを割り当てられました。

インターンの仕事の割り当ては競争法チーム内の弁護士から行われます。私の業務は英語で進められるものに限られるという制約がある関係で、リサーチを中心に、比較的ボリュームの大きいお仕事をまとめて回していただいていたいました。一方、他のフランス人のインターンの業務はもう少し多様で、判例のリサーチ、契約書の翻訳、会議の議事録作成といった大きめのものから、クライアントを訪れての契約書原本の受領といった実務的ながら短時間のものまであるようでした。

インターンシップのメンターはパートナーの Igor Simic 先生でしたが、Igor 先生は私個人のメンターではなくインターン全員の統括担当であり、インターンは皆個別にメンターの先生の指導を受けるのではなくチーム内の様々な方と関わりながら業務を進めていく形式でした。総じて、インターンシップには実務体験の面もありながら、チームの戦力の一つとして数えられているという印象を受けました。

私がいただいたお仕事の中で一番長く時間を割いた EU ガイドライン草案の業務について、以下で詳細に紹介します。

EU 競争法には「支配的地位の濫用」という類型の行為の規制が存在しますが、2024 年 8 月に、この支配的地位の濫用規制の執行ガイドラインの策定に向けた動きがありました。競争当局である欧州委員会による、排除型支配的地位の濫用ガイドライン草案(the draft Guidelines on exclusionary abuses of dominance)の公表、および、パブリックコメントの募集(consultation)です。Bredin Prat を含めたフランスの法律事務所が共同してパブリックコメントの提出を行おうとしており、私は、パブリックコメントのドラフト作成に向けて、従来の執行方針とガイドライン草案を対照・分析する業務を割り振っていただきました。

支配的地位の濫用規制に完全に対応する規制は日本法にはないため、作業は、欧州委員会のウェブサイトなどを参照しながら規制の概要を把握するところから始めました。事務所のご厚意で翻訳ツールを使用していたのですが、それでも理解に時間がかかる部分が多く、自身の英語力と理解力の不足が不甲斐なかったです。肝心のガイドライン草案本体になるとますます難易度が上がり、一文を理解するのに文字通り 1 日近くかかったこともありましたが(たとえば、ある日の午後に読み始めた文の中の 1 単語の意味が理解できず、帰宅後も考え続け、翌日午前中にやっと正しい意味に辿り着きました)。

このような私のキャパシティ不足が理由で前提作業となる新旧対照しか完成せず、パブリックコメントのドラフト作成自体は途中で終わってしまいました。反省すべき部分が多くあるのですが、それでも、大変勉強になる経験だったと感じています。

第一に、ガイドライン草案で扱われていた支配的地位の濫用規制について包括的に学ぶ貴

重要な機会となりました。私は EU 競争法を学ぶことを今回のインターンシップの最大の目的としていたため、まさに目標とぴったり合致する業務を任せていただいたと嬉しく思っています。

第二に、EU 関連のリサーチツールにある程度慣れることが出来たことも大きな収穫でした。裁判例検索データベース、欧州委員会の決定 (decision) のデータベース、Lexology など EU 法の解説ツールの使い方を実践の中で身につけられたと感じています。

第三に、「どのようなものを成果物として提出するのが適切なのか」ということを深く考える重要なきっかけになりました。私にこの業務を割り振った弁護士の先生もガイドライン草案自体は読んでいらっしゃるの、詳細な記述であればあるほど役に立つということはなく、むしろ簡潔なまとめの作成が私の役割なはず。他方、自身の EU 競争法理解の浅さもあいまって、要旨を抜き取る過程で重要な情報まで捨象しているのではないかと、という不安感が常にありました。加えて、すでに Lexology などにガイドライン草案を紹介する簡潔な記事は複数掲載されており、これら既存のものとは重ならない内容で作成しなければ意味がない、という制約もありました。私が作成したものが正解だったのか答えは出ていないままですが、(普段のロースクールのレポートのような) 自分のための文章作成ではなく、読み手の目的を意識するという視点を持つようになったことに、自身の成長を感じられました。

③業務以外の研修

また、日々の業務以外にも、所内ではスキルアップ研修のようなイベントが定期的で開催されており、そちらに出席する機会がありました。

私が出席した競争法チームの研修では、近年に EU で問題になった企業結合 (M&A) の案件を題材に、経済的な市場分析の手法およびその市場分析が EU の法執行にどう影響しているかが解説されました。所外のコンサルティングファームの方を招いての本格的な研修で、比較的業務時間の都合が付きやすいインターンは全員出席していましたし、アソシエイト・パートナーも 10 名程度が出席していたと記憶しています (競争法チーム内の弁護士は全員で 20 名程度です)。あとで配布資料を読み返したところ大変勉強になる内容だったのですが、研修もまたフランス語で行われたため、現地での私の理解度は 20%にも満たないレベルでした。自身の努力不足を痛感する出来事でもありました。

(3) 所内の雰囲気

先ほど触れたように、親切な方たちに囲まれてとても充実したインターンシップ期間を過ごすことが出来ました。最も多く会話した同室の Jeanne, Ombeline は 2 人とも英語に堪能で、私が事務所の職員の方などとの意思疎通に詰まるとしばしば通訳を引き受けてくれました。業務の合間や昼食時などに話す機会も多くあり、EU 法の判例の見方やフランスの法曹事情といった法律関連の話題からおすすめのお買い物スポットまでたくさんのことを教えてもらいました。

同室の 2 人以外にも、廊下を歩いているときなどにすれ違うと「元気？ 困っていることはない？」などと声をかけてくれる方が何人もいらして心強い環境でした。

とりわけメンターの Igor 先生からはインターンシップ初週の面談で「いつでも部屋を訪ねて良い」とのお言葉をいただき、真に受けてお部屋に伺った私に丁寧に時間を取ってくださいました。また、EU ガイドライン草案の業務を任せて下さった Yelena Trifounovitch 先生には、お忙しいなかランチにもお誘いいただき、フランスの法律事務所業界の変遷など日本には決して聞く機会がないであろうお話を伺いました。

チーム内唯一の非フランス語話者だった私に大変なご配慮をいただいて、競争法チームの方々に心より御礼申し上げます。

このほか、チーム外の先生方と交流する機会にも恵まれました。IT デスクの Marina さんのご紹介で日本の事務所から出向中だった松永隼多先生と連絡を取ることができ、さらに松永先生がご紹介くださった Claire Stein 先生(日本への留学経験がおありです)とお食事を一緒にする機会をいただきました。お2人から伺ったコーポレート系チームのお仕事の様子はとても興味深かったですし、最終日まで細やかに気にかけていただいて大変感謝しております。

(4) 1 日の抜粋

以下に、インターンシップ中のスケジュール例を紹介します。

7:00 起床、朝食や出勤準備。

8:40 滞在先ホテルを出発。メロを乗りついで出勤。

9:20 事務所到着、午前の勤務開始。メールチェックのあと EU ガイドライン草案の業務に取り組む。

12:00 お昼休み。オフィス近隣のパン屋さんでパンオレザンなどを買ってセーヌ川沿いのベンチで昼食。河岸をしばらく散策して気分転換。

13:15 午後の勤務開始。引き続き EU ガイドライン草案の業務に取り組む。

15:30 同室のインターン 2 人がアソシエイトの先生から委託された業務を下請けし、顧客プレゼンテーション用のパワーポイントを作成。2 人に添削してもらい、フランス式の小数点の表記(ピリオドではなくカンマ)を学ぶ。

16:00 EU ガイドライン草案の業務に戻る。英語がわからず行き詰まっていたところ、隣室で働いているイギリスから出向中の先生にアドバイスをもらう。

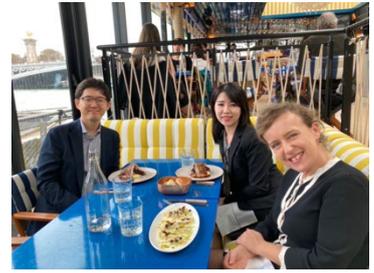
18:00 進捗状況を報告して退勤。まだ明るいので 1 駅乗り越して散策、ホテル近くのスーパーマーケット Carrefour でお買い物。

19:45 帰宅。夕食、入浴等。ホテルの人と話しながら週末の観光計画を練る。

22:45 就寝。

インターンの勤務時間は 9:30-18:00 と定められていましたが、厳格な時間のチェックがあるわけではなく、各自調整しつつ勤務する雰囲気でした。弁護士の先生方の出勤時刻は 9:30 前後、退勤時刻は人によってまちまちですが、20:00 頃にはかなりフロアががらんとしていました。ただリモートワークもかなり浸透しており、純粋な労働時間が 20:00 で終わり、ということでは無さそうです。

昼休みは比較的ゆったりと取る場合が多く、同室のインターンには、近隣で勤務している友人とランチに出掛けている人もいました。また、所内に日替わりで 10 種類近くのメニューを提供する本格的なレストランがあり、同室のインターン同士レストランで昼食を取る日もありました(インターンだけではなく、弁護士の先生方が連れ立って所内のレストランで昼食をとっているところも多く見かけました)。



写真は左上から時計回りに

- ①オフィスの中庭のテラスからの景色。無料のコーヒーマシンが各階に置かれており、昼休みなどにテラスでくつろいで休憩する人が多い。
- ②正面玄関。オフィスは 20 世紀初期に建築された建物で、元々タバコ専売公社が使用していた。
- ③松永先生、Claire 先生とのお食事。
- ④Yelena 先生とのお食事。
- ⑤オフィスの階段はアール・デコ様式。

Ⅲ レポート

(1) 応募の経緯など

私は観光旅行以外の海外経験がほぼ無い状態で今回のインターンシップに参加しており、プログラムに応募するまで「果たして私が参加して大丈夫なのか」と強く迷っていました。今後応募される方の決断の補助になれば嬉しく、応募の経緯などを簡単にまとめます。

・応募目的

競争法弁護士になりたい、できれば国際的な案件に携わりたい、という希望があったため、ごく単純に、EU 競争法を学ぶことと海外経験を積むことの 2 つを目的としていました。

・語学力

英語: TOEFL107 (R30/L30/S22/W25) でした。読む・聞くといった受動的なコミュニケーション

ならあらかた対応できるものの、自力で表現する、特に英語で話すとなるとかなり言葉に詰まってしまう。

フランス語:第二外国語として学習し DELF B1 を取得しはしたのですが、4,5年前のことでありかなり忘れていて、という状態でした。

・法律の学習

日本の競争法(独占禁止法)の学習は、司法試験の選択科目にしていた関係で一通り完了していました。EU 競争法はごく基礎的な概要だけ把握していきました。

率直に言えば、私により高い能力(特に語学力。フランス語が必要なのはもちろんのこと、英語もかなり不十分でした)があればもっと円滑にインターンシップ期間を過ごせたと思います。思うように話せず興味のある仕事を回してもらったり事務所内の人と交流したりする機会を逃したことはたくさんありますし、頼りにならない言語を使って活動すること自体の負荷が高く、もっと積極的にならなければならないと思いながら疲労感でうまく動けないこともありました。

そうではありながら、今回のインターンシップは私にとって、月並みな表現しかできず歯がゆいのですが、非常に重要な経験となりました。実践的でないこの程度のスキルセットでも何とかありますし、あるいはこの程度のレベルだからこそ見えたものもあったと思います。具体的な私にとっての収穫は後述しますが、プログラムへの参加を迷われる方には、深刻に捉え過ぎないでまず応募してみることを強くお勧めします。

(2) 滞在中の発見

このインターンシップは私にとって、今までの人生で試したことのないことをやり続けた1ヶ月間でした。自身の良い点も悪い点も多く発見することができ、望外に刺激的で充実した期間になったと思います。

・良い点

渡仏まで自身は比較的打たれ弱い方だとさえ思っていたのですが、驚いたことに、レジリエンスが高いと言えば良いのか、自分がかかなり根性と大胆さを持ち合わせたタイプであることに気づきました。ほぼ理解できていないフランス語でのオリエンテーションに始まり、話そうとすれば英語が出てこず、知識が生かせる日本法の案件は全くなく、英語での業務も未熟……という状態に客観的にはあったのですが、日々の新鮮さが本当に楽しく疲労や気落ちはごく短期間で塗り替えられていきました。知らない環境に飛び込んでも大丈夫、と自分を信頼できるようになったことを、心から嬉しく思っています。

また、これまでに蓄積してきた学習方法自体は間違っていないと感じられた点も発見でした。インターンシップ中に私がリサーチしたのは EU 法や韓国法であり既存の知識自体を生かせる幅はとて限られていたのですが、よく知らないものを学ぶときの対処法はこれまで私がロースクールその他で学習してきた時の方法で問題なさそうだ、と確認しました。

語学の面でも進歩がありました。予期していた進歩としては、フランス語のリスニング能力の向上が挙げられます。インターンシップ初日は話題が明確にわかっているフランス語の講習すらあまり理解できず茫然としていたのですが、最終週にさしかかる頃には、日常会話なら、文脈がないものでもある程度聞き取ってリアクション(しかし英語で)できるようになっていました。一方、予測していなかった成長として、英語力が向上しました。「うまく伝わらず聞き返される」という経験を何度も繰り返す中で、落ち着いてはっきりした声で英語を話す習慣がついた

ためです。英会話のレベル自体が向上したわけではないのですが、格段に伝わりやすくなったと思います。

・悪い点

語学に関する準備不足はもっとも大きな反省点です。競争法チームの配属であることは事前にわかっていたのですが、おそらく英語だけで足りるだろうと漫然と考え、「競争法用語のフランス語での言い方」を学ばずにインターンシップに行ってしまいました。基礎的な単語がわかるだけでも文脈を拾いやすくなるので、このような準備が欠けていたことを強く反省しました。

また、概ね元気にはしていたとはいえ、細かく思い返すと自身の積極性の不足を残念に思うシーンがたくさんあります。私の場合、この及び腰は、マインドセットの問題と能力不足ゆえの疲労感の問題の相乗効果で生じていたように思います。普段の日本での生活でも少し背伸びした挑戦を続けることを意識して、徐々に積極性の不足を改善していきたいです。

これもまた一朝一夕で改善できることではないですが、最大の心残りは、私は事務所からいただくばかりで特に何の貢献もできなかった点です。非フランス語話者のインターンである私に求められている水準が高いとは全く思っていないですが、自身が提出した成果物を思い返すにつけ、最低限の水準すら自分は満たせなかったのではないかと感じます。あと何があれば良かったのでしょうか。確信はありませんが、何もかもが足りていなかったと同時に、何か一つでも現状の私より優れていればもう少しできることが多かったのだろうと思います。EU 競争法への理解が深ければ成果物の質が上がったでしょうし、普段日本語ではできている(と自分では思っている)「即座に考えをまとめて論理的に表現する」というコミュニケーションが英語でも取れればもっと中身のある法的な内容の会話ができただけです。現在の私は未熟でやるべきことも数多く、しかし、少しの改善で成長を実感できる状態にもあると思います。悲観せず満足せず、今後も努力を重ねていこうと強く決意しました。

(3) パリでの生活

15 区の住宅街にある、日本人オーナーが経営する日本人女性向けホステルに滞在していました。滞在先に帰ると日本語で話す相手がいるというのは安心感があってとてもありがたい環境だったと思いますし、出会いに恵まれてホステルの人たちと一緒に食事に行ったり観光に行ったりすることも多くありました。パリ中心部へのアクセスに優れた立地で、非常に良い環境だったと思います。

食事に関しては、平日の朝昼は大抵自炊、それ以外は自炊と外食とを半々くらいで過ごしていました。フランスのスーパーマーケットの買いやすい食材は日本のそれとかなり異なっていて面白かったです。ビーツ、生のマッシュルーム、小ぶりのメロン、生のプルーン、ホイップクリームのようなヨーグルトなど、さまざまなものを試すことができました。

週末を中心に観光にも繰り出し、パリ市内・郊外だけでなくモン・サン・ミッシェルとブルターニュの都市を訪れることもできました。パリのメロ・バス・国鉄には区間指定ではなく区域指定(実質的にどこでも乗り放題です)の1ヶ月定期があり、大変便利です。

このほか、私の滞在で特徴的だったのはパラリンピックの開催期間と重なって渡航したことでした。事務所周辺も競技会場になっており、通勤途中にトライアスロンを見られた日もありました。また、事務所の弁護士にブラインドサッカーフランス代表の選手がおり、フランスチームが優勝した後で事務所が開催した凱旋の歓迎セレモニーに参加することができました。視覚障害のある方が企業法務の一線でごく普通に弁護士として働きながら、さらにブラインドサッ

カーのナショナルチームで活躍するという環境は、日本ではまだ実現されていない水準のものであるように感じます。

(4) 最後に

1ヶ月間のフランス滞在は環境に恵まれた得難い経験でしたし、ここでの貴重な学びが錆びつかないように今後も一層努力しようという強いモチベーションが生まれました。次年度以降海外派遣プログラムに参加される方々も、私とは全く異なる、しかし新鮮で充実したインターンシップを過ごされることと思います。

大変あたたかくインターンシップに受け入れてくださり、また海外派遣プログラムにご支援くださった Bredin Prat のみなさま、プログラムのためにご尽力くださったヴァンドゥワラ・サイモン先生、藤田友敬先生、後藤元先生をはじめとする学内のみなさまに心より御礼申し上げます。誠にありがとうございました。



左から順に、

- ①ザクロ
- ②パイナップル

いずれも近所のスーパーマーケット Carrefour で購入しました。果物は総じてリーズナブルで美味しいですが、基本的に丸ごと1個でしか売られていません。カットフルーツは高めです。



いずれも滞在先ホテル近隣の風景。

写真右は小学校です。フランスでは9月は新学年が始まる時期に当たります。



週末に観光で訪れた北海沿いの都市サン・マロ。

今回訪れた場所の中で一番綺麗だと思いました。

I 概要

- ①氏名: 鈴木惇心(すずきあつし)
- ②派遣先: McDermott Will & Emery 法律事務所パリオフィス
- ③派遣期間: 2024 年 9 月 2 日(月)～2024 年 9 月 25 日(水)

II 業務内容

McDermott Will & Emery¹(以下、「MWE」という)は約 90 年前にアメリカ・シカゴに設立された法律事務所です。現在は世界各国に 23 のオフィスを有しており、1,100 人以上の弁護士が所属している国際的な法律事務所です。EU 圏内の実務の中心であるパリオフィス²(以下、「MWE パリ」という)には 100 名近い弁護士が所属しています。私は MWE パリの企業法務チームのインターンになりました。



国際的法律事務所として、MWE は複数法域、複数分野をまたがる国際取引(M&A 含む)のアドバイザーに強みを持っています。

また、MWE パリには日本企業の顧客と数十年の信頼関係を築いている Jacques Buhart 先生³を中心に、フランス法及び日本法に知見を有する弁護士が複数名でチームを構築しています。したがって、私の携わった企業案件の多くは、フランスで活動する日本企業、または日本で活動するフランス企業に関係する M&A でした。フランス国内で完結する案件はありませんでした。

インターン期間中は、主に Jacques Buhart 先生と松本倫成先生⁴のお二方から、上記の企業案件に関連する様々なタスクをご依頼いただきました。また、松本倫成先生には様々な点で温かく丁寧にご指導をいただき、具体的なタスクの進め方はもちろん、法律家としての心構え等について学ばせていただきました。

¹ McDermott Will & Emery について: <https://www.mwe.com/>

² McDermott Will & Emery パリオフィスについて: <https://www.mwe.com/locations/paris/>

³ Jacques Buhart 先生は当事務所のパリ事務所とブリュッセル事務所を拠点に、M&A と EU 競争法案件を多く取り扱っています。現在 100 名の弁護士が所属する当事務所パリ事務所の創設者です。

Jacques Buhart 先生について: <https://www.mwe.com/people/buhart-jacques/>

⁴ 松本倫成先生は東京大学法科大学院の卒業生です。卒業後にフランス及び日本両国で弁護士資格を取得し、MWE パリにて日本・フランス間の企業案件におけるアドバイザーを行っています。

松本倫成先生について: <https://www.mwe.com/people/michinari-matsumoto/>

初日の導入研修及びITトレーニング、9月中旬の所内総会⁵を除くと、実質は16営業日という短い期間でしたが、様々な案件、タスクに関わり、濃密な時間を過ごしました。

以下では、私の関わった案件のうちのいくつかをご紹介します。顧客の利益を守るために、限定的な内容の開示となることをご容赦ください。

(1) 日本企業の欧州多国籍企業の買収

ある日本企業による欧州多国籍企業(対象企業)の買収について、対象企業の有するフランス子会社のデュエリジェンスをMWEパリが担当しました。案件の初回会議から関与させていただきました。フランス子会社の提出した契約書のうち、案件の不安要素になりそうなもの(例:ファクタリング契約)を選定して、契約の基本条件、解除条件、チェンジオブコントロール条項の有無及び条件、などをまとめた資料を作成しました。

(2) 日本企業によるフランス企業の一部買収

ある日本企業が一部買収を予定するフランス子会社について、株主間契約上の役員派遣権により役員を派遣することになりました。MWEパリは、役員派遣に際して、会社役員賠償責任保険のフランスでの運用実態等について知見を求められました。MWEのドイツオフィスには、保険に詳しい弁護士が在籍していました。私は、彼の提供情報と、日本の保険会社の発信情報も参考にしつつ、リサーチを行い、回答案の素案を作成しました。

(3) フランス外為法上の申請

フランス外為法上の申請が必要な出資案件について、必要な手続き上の書類及び流れ等についてご教示いただきました。実際の案件の書類を参考にしながら、どのような記載事項が必要かを確認しました。申請代理人として、当該案件について許可をもらうために、どのような主張をすべきかを検討しました。

(4) 日本企業の欧州子会社での労使調停

ある日本企業の欧州子会社について、解雇された社員と解雇の有効性をめぐって見解の対立がありました。MWEパリは、日本企業の本社及び欧州本社にアドバイザーを行いました。今後の手続きの詳細をご説明して、調停での方針につき顧客企業の認識をすり合わせいたしました。私は、議事録の作成をしました。

(5) フランス企業の日本企業買収

あるフランス企業による日本企業(対象企業)の買収について、MWEパリはフランス企業のアドバイザーを行いました。MWEパリと協力関係にある日本の法律事務所による対象企業の法務デュエリジェンスの結果として、対象企業は事業運営に関係する許認可等を取り直す必要があることが判明しました。顧客からは、その許認可等の取り直しについて、手続きの詳細、費用、必要な期間、確度等につき、説明を求められました。私は、日本の行政法、当該業種の関連法令、通達、実務慣行等のリサーチを行い、資料を作成しました。また、本件について、日本の法律事務

⁵ フランスは9月から新年度です。所内総会では、アメリカからMWEの経営陣が訪れて、過年度の結果及び新年度の方針等が共有されました。終始笑いに満ちており、MWEパリの活気を感じました。

所との会議にも参加しました。会議では、契約書の不備や、対象企業からの回答で詰め切れていないところにつき、今後の対応を協議して決定いたしました。私は、議事録を作成しました。

続きまして、以下では、MWE 及び MWE パリによる日本関連の活動について、私の関わったものをご紹介します。MWE 及び MWE パリは、多くの日本企業の顧客を抱えており、国際展開する日本企業に有益な情報を発信するようにつとめています。また、MWE には日本会があり所内交流等を行っています。日本を深く理解し、日本企業へ有益なソリューションを提供しようとする事務所の姿勢を感じました。一人の日本人として、その活動に関与できたことは誇りに思います。

(6) 日本における M&A 後の紛争事案のリサーチ

Jacques Buhart 先生が日本で行う講演の主題に関連して、近時に日本で重要と思われる判例・裁判例が出ていないかをリサーチして報告しました。その主題は、日本における M&A 後に起こる紛争（投資契約上の表明保証、価格調整条項、取締役派遣権等が問題となる場合）についてでした。判例・裁判例のリサーチ方法を法科大学院で学んでおりましたので、その知識を活かして、関連判例及び近時の議論動向を報告書にまとめて、Jacques Buhart 先生にご説明しました。

(7) アメリカのプライバシー法制に関する講演資料の和訳

アメリカのプライバシー法制に関する講演資料の和訳を行いました。MWE のビジネスデベロップメントチームのご担当者と協力して、日本企業向けの講演に向けた準備として、資料の和訳を行いました。和訳に並行して内容面のリサーチをしたことで、現在のアメリカのプライバシー法制について、私自身の認識を更新できました。和訳の細かい表現にリサーチ結果を反映しました。

(8) EU 法関連のニュースレターの和訳

EU 法関連のニュースレター 2 本の和訳を行いました。また、EU 法に関してリサーチの方法をご教示いただきました。条文及び EU 議会等の EU 機関の公式見解が最重要であること、次に外務省などの日本の政府機関、日本の大手法律事務所の情報も参考にすること等、実際に現地でご説明いただき、実践できました。

和訳の細かい表現にリサーチ結果を反映しました。

(9) 日本の顧客企業の情報をまとめた資料の作成

顧客企業へ良いソリューションを提供するために、顧客を深く理解する必要があります。日本の顧客企業の企業概要、直近の業績及び経営戦略、買収及び増資その他の重要施策等について、情報をまとめた資料を作成しました。

(10) MWE パリ日本会ランチ

MWE パリのオフィス近くで日本会ランチがありました。MWE パリは日本を深く理解する、フランスでもユニークな法律事務所です。日本会ランチもその試みの一環です。

MWE パリの創業者である Jacques Buhart 先生が最初に日本企業にアドバイザーに行ったのは、数十年も前です。MWE パリ創立の前、別の法律事務所に在籍していた Jacques Buhart 先生のテレファックスへ、ある日本の大手製造業企業から一通の手紙が届いたのが始まりでした。Jacques Buhart 先生は当時のことを今でも鮮明に、そして楽しそうに語っていました。



MWE 及び MWE パリ日本会の活動、東京大学法科大学院サマースクールの EU 法講義⁶、そしてこの海外派遣プログラムのインターンの受け入れも、すべて Jacques Buhart 先生の日本への愛情と理解があるからこそ続いているものと感じました。

Ⅲレポート

(1) 印象に残ったことについて

国際的な法律事務所である MWE 及び MWE パリのインターンとして、国際案件を経験し、その難しさや楽しさを同時に感じることができました。特に M&A 案件では、刻一刻と状況が変わり、時間軸と締切を意識しながら、案件の一員としてどう動くべきか、どう成果を出すか、常に考えながら約 3.5 週間を過ごしました。関与した M&A 案件はいずれも強く印象に残っています。

(2) 全体を通じての成果について

数えきれないほど多くの成果を得ました。以下では、その中から 3 点に絞ってご説明します。

① 法律英語

法律英語の語彙を拡充できました。MWE パリでは、いかなる場合も英語の成果物が必要です。フランス語のみ、日本語のみで完結する案件はありません。案件の進捗を顧客に共有し、見通しを説明するためには、英語の成果物が求められるからです。そして、英語のなかでも、法律英語の語彙が必要です。インターン期間中は常に法律英語の辞典等を参照し続けました。

② 法律家としての基礎技能

法律のリサーチ方法、法律文章の作成方法、案件の進め方、所内コミュニケーション等の一般的な法律家としての基礎技能を学びました。これらの技能は普遍的であり、フランスであれ、日本

⁶ Jacques Buhart 先生は本学の法科大学院サマースクールにて、EU やフランスの法制に関連した講義を毎年担当されています。日本の学生に EU やフランスについて少しでも知ってもらいたいということから講義を続けているとのことでした。

サマースクールについて：<https://www.j.u-tokyo.ac.jp/law/students/program/>

であれ、法律家として成果を出すためには習熟しておく必要があると思われます。インターン期間中は、特定の法律の細かい解釈を知っていることよりも、これらの技能の向上が求められる場面が多くあったため、大変良い訓練になりました。

③一流の法律家のロールモデル

世界でも有数の法律家達の仕事を近くで見て、最良のロールモデルを得ました。法律家の理想像として、Jacques Buhart 先生及び MWE パリの弁護士達の姿は、私の記憶に深く刻まれました。特に、Jacques Buhart 先生の仕事ぶりには感動しました。例えば、Jacques Buhart 先生は顧客の細かい質問にも、すぐに回答します。常に顧客、そしてチームへの気配りを忘れず、真摯なコミュニケーションにつとめています。成果物の細部までこだわり、仕事について一切の妥協がありません。そして、Jacques Buhart 先生の精神は MWE パリの弁護士達に共有されています。これが MWE パリを魅力的な法律事務所としています。彼らの姿は、私の法律家人生における指針になりました。

(3) 各案件とタスクを通じての成果について

上記「Ⅱ 業務内容」を御覧ください。

IV おわりに

MWE パリのオフィス内には「ボアソナード」という名前の部屋があります。Jacques Buhart 先生のお考えで、日本民法の起草に深い影響を与えたボアソナード博士をイメージした空間です。民法の好きな私には、フランスと日本とのつながりを強く感じられました。オフィスのなかでも、私のお気に入りの場所です。



インターン期間中を通して常に、私は、Jacques Buhart 先生はじめ MWE パリの皆様が日本を尊重し、愛情をもって日本人である私に接していると、感じていました。MWE パリが多くの日本企業

に選ばれているのは、彼らの日本への尊重と愛情が伝わっているからだと思います。「ボアソナー
ド」もその一つの現れだだと思います。

私は、私を温かく迎え入れてくださった MWE パリの皆様に感謝するとともに、今回の海外派遣プ
ログラムで得た経験を糧として、法律家としても人間としてもさらに成長したいと決意いたしまし
た。貴重な機会を与えてくださった MWE パリの皆様にあらためて御礼申し上げます。ありがとうご
ざいました。

また、この機会を与えてくださった藤田友敬先生、後藤元先生、Simon Vande Walle 先生に心よ
り御礼申し上げます。本学助教の Maria Ortega 様、事務局の皆様には、手続き等で色々とお世
話になりました。
ありがとうございました。

そして、寛大なご支援なくしてはこの海外派遣プログラムは実現できませんでした。Freshfields
Bruckhaus Deringer LLP、McDermott Will & Emery LLP、Van Bael & Bellis SRL / BV、Bredin
Prat SAS の関係者の皆様にもこの場を借りて厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

I Intro

- (1) Name : Ayahito Yamada
- (2) Destination : McDermott Will & Emery Brussels Office
- (3) Period : From Monday, 2 September 2024 to Friday, 27 September 2024

II Overview

(1) Weekly Briefings

At the McDermott's Brussels office, all personnel attend meetings every Monday to discuss the current deals and projects each attorney are working on and share necessary information on relevant issues. The managing partner of the Firm's Brussels office, Hendrik Viaene, kindly offered me the opportunity to participate as well. There I had the chance to speak briefly about my week and also get to know what projects and assignments other attorneys were working on.

(2) Translating, Researching and Drafting the *Antitrust M&A Snapshot*

McDermott's *Antitrust M&A Snapshot* is a brief article which is aimed at informing in-house counsel and others who deal with antitrust M&A issues but are not faced with these issues on a daily basis with the recent trend in the world of competition law. McDermott regularly publishes the *Snapshot* in Japanese and I was assigned by Matsumoto-sensei in the Firm's Paris office to translate the Q2 2024 *Snapshot* into Japanese. With the growing help of artificial intelligence tools like DeepL, it has become less demanding than it used to be, but still there remains room for improvement. My primary role was to adjust some of the legal jargon that DeepL has failed to translate coherently so that the content would make sense for the readers.

In addition to translating the Q2 *Snapshot*, the Brussels competition team was assigned to write a piece on recent competition movements in the EU and the UK for the Q3 *Snapshot*. One of the associates gave me the opportunity to do research on cases where the European Commission (EC) launched an investigation, including both in-depth and ex-officio, under the recently introduced Foreign Subsidy Regulation (FSR). I also drafted an article on some rather interesting cases where the Competition and Markets Authority (CMA), the UK competition watchdog, has cleared merger cases on the basis of the "failing firm defense".

(3) Client Alert on the Illumina/Grail case

On the second day of my internship, 3 September 2024, the Court of Justice, considered to be the grand chamber of the EU, overturned the ruling of the General Court and annulled the decision made by the Commission to accept referrals from several member state authorities to review the contemplated acquisition of Grail by Illumina under Article 22 of the EU Merger Regulation (EUMR), irrespective of whether the transaction falls within the national merger thresholds of the referring member states. Article 22 of the EUMR was originally included to fill the enforcement gap for member states that did not have national merger control regimes (*i.e.*, to ensure that such a member state without the power to review a merger that seems to have anticompetitive concerns could request the EC to review it). Since this Illumina/Grail decision had a significant implication for all parties, including Japanese companies as well, it was

necessary for me to translate the Client Alert on this case into Japanese as soon as possible before the market would be flooded with news alerts.

(4) FSR research and client meetings

The FSR, in a nutshell, is a regulatory hurdle aimed at leveling the playing field for M&A deals by creating a mechanism to screen transactions involving investors who have received financial support from non-EU countries, and it gives the Commission wide-reaching ex officio investigative and intervention powers. Jacques Buhart, the senior partner at the Firm's Paris and Brussels office, has represented many Japanese clients and was asked by a Japanese company to work on a project to implement an internal information gathering system aimed at collecting data on what could be regarded as "Foreign Financial Contribution (FFC)" under the recently introduced FSR. Together with the leading partner in charge of the case, Axel Schulz, Jacques kindly invited me to attend calls with the client and also assigned me to do research on whether loans and guarantees offered by government controlled financial institutions like JBIC and DBJ would be counted as FFC. Furthermore, I was also assigned to do research on recent FSR investigation, both in-depth and ex-officio, on public procurement cases.

(5) RPM under an agency agreement and competition law

One of the clients made an inquiry on whether Resale Price Maintenance (RPM) set under an agency agreement would infringe any antitrust regulation. Regarding RPM, different jurisdictions take different approaches, for example, many states prohibit RPM with few exemptions while countries like the UK does not prohibit RPM. My assignment was to find out whether RPM under agency agreements would violate any Japanese antitrust regulation. The task was a purely legal one, so it was relatively simple, but I still enjoyed the assignment since it helped me enhance my understanding of the Japanese antitrust law.

(6) Translating the *Lawyers Highlights*

McDermott's Business Development Team is making continuous efforts to maintain and enhance ties with Japanese clients. Together with my dear internship fellow Suzuki-san at the Paris office, we organized a call with the lady in charge of the Japanese market and she assigned us to translate some of the firm's *Lawyers Highlight* into Japanese.

(7) Market definition research for ADAS and AD

There was a contemplated concentration concern in which the notifying party was engaged in the development of Advanced Driver Assistance Systems (ADAS) and Autonomous Driving Systems (AD). Since ADAS and AD have only recently come into the spotlight, there were actually no previous cases that explicitly defined the market for ADAS or AD. One of the associates assigned me to look into recent cases that could help the local legal counsel in defining the relevant market. This was the first time I had to use the Commission's case research website and although their website is really well designed and easy to use, understanding the assignment and navigating through the lengthy documents proved harder than expected. Throughout the one-month internship, this assignment was the one that I struggled with the most, especially in terms of properly communicating with my boss in order to correctly understand the intention of the assignment.

(8) Research on Generative AI and EU competition law

The Federal Bar Association in the US invited Hendrik to make a speech at one of their events on recent issues surrounding AI and antitrust regulations. One of the associates and I were jointly assigned to make a speaking note for the speech, and she very kindly guided me on how to do research on these topics. I prepared a note on recent enforcement trends by the authorities on the AI sector, and this research did help me understand the recent trends in EU competition law.

(9) Visit to the Paris office

As is the case with recent UTokyo students or graduates who have had their internship at McDermott's Brussels office, Jacques this year as well kindly invited me to visit the Firm's Paris office. Public transportation in Europe connects most of the major cities and Paris is just a 90 minutes train ride on the famous Eurostar. The other UTokyo intern at McDermott, Suzuki-san, was in the Paris office, so I will leave the details of the Firm's Paris office to his report, but in my humble personal opinion comparing the two offices, the Brussels office seemed to be more diverse than Paris, probably because the Brussels office is situated in the de facto capital of EU hiring members from various member states. Anyways, it was a very stimulating experience to see the Paris office.

(10) Remedies under EUMR

There was an ongoing case that was contemplated for a merger filing under the EUMR, and as Jacques would put it, a quite difficult case. The competitive analyst was not in favour of the client, and no simple remedy seemed to be available on the table. I was assigned by Jacques to conduct research on (i) whether the seller, who is the shareholder of the target company but not the notifying party and has no involvement post transaction, could be part of the remedy agreement, and (ii) whether shutting down production facilities could be accepted as a commitment. Looking through EUMR, guidelines, and previous cases, nothing indicated that the seller of the transaction could not make a commitment. Similarly, there was no case that accepted closing down a factory without selling it to third parties as sufficient measures to ease competition concerns. Both of these assignments required in-depth research and it helped enhance my understanding of various remedy schemes.

(11) Gala as a Grand Finale

On my last day in Brussels, there was a massive dinner and dance party held by the Flemish Bar Association. Interestingly, in Belgium, the Bar Association is divided into the Flemish speaking part and the French speaking part, and one of the attorneys at McDermott kindly invited me to the gala which was organized by the Flemish Bar Association. I have to say it was nothing I've ever experienced. What a night it was!

III Key Takeaways

(1) Lessons learned at McDermott

As of September 2024, ten attorneys are working at the Brussels office, half of which are practicing competition law, and the other half focusing on Data privacy and cyber security. Jacques integrated me into the competition team and gave me the opportunity to work on interesting EU cases as I have mentioned above. Prior to coming to Brussels, I had very limited

knowledge of competition law, much less about the European legal system, but everybody at the Brussels office made it very easy for me to be part of the team. The time I spent in Brussels was so limited that I didn't really get to see any cases thoroughly, but September was indeed one of the best months to have the internship, since the European Commission is operating in slow motion in August. Thanks to Jacques and Axel, who have extensive experience working with Japanese clients, there were some interesting ongoing cases that involved Japanese companies, and I was fortunate enough to have the opportunity to see the case moving forward close to the front line.

Having some experience working at a Japanese entity, the working culture at the McDermott's Brussels office was quite interesting. Working long hours is what the Europeans would think the Japanese working culture to be, and despite the recent efforts to crack down on this notorious working culture, it still somewhat remains the norm in Japan, especially those practicing law. Of course, the legal profession is a highly technical and demanding job regardless of the region or jurisdiction, and I found the lawyers working at McDermott very hard working and responsive professionals. Still, I found the working environment at McDermott much more relaxed and sustainable than many companies in Japan. There were more small talks and communications among the lawyers and secretaries, much more flexibility and no unnecessary rituals. I personally believe the European way (or since McDermott is an American law firm, a little bit of American influence with it) to be less toxic.

One of the people that influenced me the most during my stay was Jacques. While an attorney at his age in Japan would definitely not be practicing actively, Jacques still retains his passion for the job which was nothing but impressive. Jacques resides in Paris but every Monday he commutes to Brussels, and adding onto that, Jacques frequently travels to other countries. In fact, he has visited Japan more than a hundred times, and during my stay he flew to Mexico to attend the IBA conference, flew back to Paris and came to the Brussels office to discuss matters with other lawyers, all within the exact same day. I also had several opportunities to attend Jacques's call with clients, and the way he communicated was very well organized and technical without forgetting to be humorous if necessary. Jacques also mentioned about the important skills required to be a good lawyer, one of which was being physically healthy. Staying in good condition did strike me because the importance of it is often missed out, and it is especially worth noting that it came from Jacques who has been in the industry for nearly half a century.

Overall, unlike the very short so-called "internships" in Japan, the internship at McDermott offered me ample insights and knowledge. I really learned a lot about EU competition law and how the legal profession work in Europe, and I have to say that this experience couldn't have been any better.

(2) The cultural intake

Every time I met Jacques, he joked about my internship in Brussels being a "legal vacance" in Europe. Indeed, staying one month in the heart of Europe is a very sweet way to spend your summer vacation, especially considering the fact that my bar exam was finally over in July. But living in a foreign country that I have never visited before definitely gave me some cultural inputs that I would never had if I were staying in Japan. In fact, this was not only my first time in Belgium, it was actually my first time in Europe as well.

I genuinely liked Brussels more than any other city that I have visited so far, because of its diversity in language and cultural background. Although Belgium as a country is divided into the Northern Flemish side and the Southern Wallonia side, Brussels has a very good combination of both, with the addition of various cultural influences from other EU states as well as non-member states. Even me being a complete foreigner there, it didn't really make me feel that I was an alien in Brussels.

I also found it very impressive that people in Europe are more open on talking about politics. It is quite rare to discuss politics openly in Japan even with the people closest to you, and in fact it is even strongly discouraged to do so, but in Brussels, everybody seemed to be more talkative on politics, which was quite striking to me to say the least. Also, during my stay I have encountered strikes and roads shutdown due to environmental reasons, which was a very European experience to me.

Comparing different cultures really refreshed my values, and since my time in Brussels was limited, I will definitely come back to gain more cultural knowledge and get inspired once again.

(3) Conclusion

The time I spent in McDermott and Brussels was a fruitful experience indeed and it definitely reshaped my thoughts on my future endeavors. It made me set goals to become a good professional and I am determined to get the most out of this experience and hopefully pass it on to other people as well.

This internship would not have been possible if it were not for the contribution made by Professor Fujita, Goto, Vande Walle and Assistant Professor Ortega. I would also like to mention the fact that this program was financed by many supporters who have generously donated for us. I would like to thank all of those who helped our way to get to Brussels.

And last but not least, I would like to express my sincere gratitude for everybody at McDermott's Brussels office who have warmly welcomed and integrated me into the team and introduced interesting European legal matters to me. I would especially like to appreciate Jacques for his continuous generosity to accept students from the University of Tokyo Law School for over a decade. This internship was quite a memorable experience and it really set goals on what I would like to become in the future.



(From top left to right bottom)

- Reception desk at McDermott's Brussels office
- Le Parc de Cinquenaire (located in front of the office)
- The Barlaymont (5 min walk from the office)
- With members of the office at gala

I 概要

- ①氏名:大場結佳
- ②派遣先:Van Bael & Bellis 法律事務所
- ③派遣期間:2024年9月2日から9月27日

II 業務内容

(1)はじめに

私は Van Bael & Bellis 法律事務所(以下では「VBB」と記します。)のブリュッセルオフィスに派遣いただき、インターン生としてお仕事をさせていただきました。

同事務所は、ブリュッセルにメインオフィスを有し、ジュネーブとロンドンにもオフィスを有する、ベルギーの法律事務所です。同事務所には約 90 名の弁護士が所属し、その多くがブリュッセルオフィス所属の弁護士として執務を行っています。ブリュッセルオフィスは Glaverbel Building という建物にあり、円形のデザインと美しい庭園を有する近代建築物としても有名です。円形の建物ですから、オフィス内部も弧を描くように、片方は中庭に面しているのに対してもう片方は外庭に面している、といった具合の、扇形の構造になっています。全ての執務室に、中庭あるいは外庭を見渡せる大きな窓が設置されている、素敵なオフィスです。

同事務所は、Trade & Customs、Competition、Commercial & Regulatory、Transactions というように主な業務分野を分けていますが、複数の業務分野のお仕事に携わっている弁護士もおられます。また、異なるオフィスに所属する弁護士同士が協力して同じ案件に取り組むことも日々行われています。インターン生も同様に、その興味・関心に合わせて様々な分野の業務に携わらせていただくことができますし、ブリュッセルオフィス以外のオフィスに所属する弁護士とお仕事をさせていただきます。

以下にて、VBB で経験させていただいたことのいくつかを紹介させていただきます。

(2)業務の概要

インターン初日の午前中にはオリエンテーションがあります。その内容は、事務所内の施設や各部署の紹介や、オフィスに在席中の先生方・バディの先生へのご挨拶などが中心です。ほかにも、最初の 1 週間のうちに、事務所内の文書作成(Word や PPT など)のルールや業務に関する情報の取扱いについての E-learning も受講します。

「バディの先生」とは、各インターン生に 1 人、メンターとしてついでくださるアソシエイト弁護士です。バディの先生は、私に関心を持っている業務分野を担当しているのがどの弁護士であるかを教えてくださったり、インターン生としてのお仕事の進め方、インターン期間の過ごし方等についてもアドバイスしてくださりましたので、そのアドバイスのもとで、事務所内の様々な先生に連絡させていただいたり、課題をいただくことができました。また、VBB では毎月、Trade や Competition などのプラクティスチーム毎にミーティングが行われており、各弁護士が担当している案件について報告したり、新しい規制や裁判例について意見を交換するなどの情報共有を行います。私もイン

ターン生としてプラクティスチームミーティングに参加することができたので、その機会を利用して、関心を持っている分野の案件についてお話をうかがったり、質問することもできました。

VBBは国際通商や貿易の分野の業務を多く行っており、ヨーロッパだけでなく世界中のクライアントにリーガルサービスを提供しています。EU加盟国と貿易を行うEU外のクライアントに対しては、EUの貿易制裁措置や規制の動向を知らせることも重要な役割です。例えば、EU外のある地域の政府関係機関に対してEUの貿易に関わる規制の動向を週に2・3回ニュースレター形式で発信する業務があり、私もそのニュースレターの執筆を何回か担当させていただきました。執筆の際には、単に情報を発信するのではなく、ニュースレターの宛先となる相手の立場や、その地域の主産業、その地域と関係が深い国、EUとの関係性等にも着目しつつ、どのようなテーマを取り上げてどのような切り口から語るかをよく考えるようにしました。この経験から、クライアントの立場から社会の動向を見る姿勢や、物事の「伝え方」の大切さを改めて感じることができました。過去にEUやロビー機関が発表した文書等も読んで執筆に取り組んだので、自分自身が理解を深めるのにも役立ちました。

また、貿易制裁措置に関連するお仕事に携わる機会もいただきました。例えばアンチダンピングに関わる調査の過程では、質問状への回答を準備するためにクライアントに提出していただかなければならない書類をリストアップしたり、回答の中でも企業秘密や企業活動の観点等から開示されるべきでない情報がないかをチェックするといった、具体的な実務の作業を実体験させていただくことができました。ある情報が開示されるかどうかは、調査に影響を与えるだけでなく、会社の今後の運営にも影響が及ぶうるものです。提出期限までの限られた時間で質問状に誠実に回答し、同時に会社も守るために、どの情報を開示するか・しないかを判断し、開示しない理由を適切に説明するという作業を体験できたことは、とても貴重な経験となりました。弁護士の先生方のレビュー後の最終版を、自分が作業したものとじっくり見比べることもとても勉強になりました。

他にも、あるクライアントからの依頼で、ブラジルの貿易制裁措置に関わる調査のプロセスを調べて報告するという課題をいただいたこともありました。ブラジル法にも関わりサーチであることに加え、ポルトガル語という言語の壁もあり、とても難しい課題であるように感じました。課題をくだった弁護士と後日お話ししたところ、クライアントからの依頼が外国法に関するものである場合は、まずは自分自身で調べて回答を用意し、次に現地の弁護士に連絡して正誤を確認し、その後クライアントに回答するという過程を経ることを教えていただきました。貿易は常に国境を越えて行われているので、なじみのない国の法律や規制に直面することがあり得ますが、時間に限りがある中で早く正確にクライアントの依頼に応えるために、弁護士も国境を越えたネットワークを利用して協力し合っていることを知る良い機会となりました。

VBBの先生方は、日本のクライアントともお仕事をされています。FDI(Foreign Direct Investment)関係のお仕事として、ある日本の会社が国家安全保障に関わる活動を行っていないかどうかを確認する業務も経験させていただきました。判断材料となる資料は日本語でのみ記載されているものも多く、その内容も会社の知的財産に関わるなど自分にとってなじみのあるものばかりではありませんでしたが、日本語を単純に英訳するのではなく、それが国家安全保障に関係するものかどうかという視点から読み解き、必要な情報を英語で説明・報告する、よい経験となりました。インターン期間中、日本語を使ったお仕事はこの案件に関わるもののみでしたが、日本人として外国で働く場合の、日本語が活かされる一場面を体験できたように感じています。

Ⅲ レポート

(1) VBB のインターン生達と接する中で感じたこと

VBB には常に複数のインターン生が在籍しており、在籍期間も出身地もそれぞれ異なります。私と同じ期間に在籍していたインターン生は合計 7 名でした。出身国がベルギー、スペイン、アイルランドと様々であるだけでなく、学士号や修士号を取得した直後の方、大学の夏休みを利用してきている方、ベルギーの大学に通いながら授業がない時間に通勤してきている方など、経歴も境遇も三者三様でした。VBB ではインターン生専用の広い執務室があり、毎日同じ部屋で各自の業務に取り組みますから、休憩がてらにインターン生同士で各自の担当業務や自国の法曹の話をする時間も、とても有意義なものでした。

急ぎの作業はみんなで協力して取り組むこともありました。例えばある朝、ある貿易制裁措置に関わる調査の対象となる会社 100 か所余りの住所をできるだけ早く報告するよう、弁護士の先生がインターン生の部屋にいらして指示されました。その時直ちに作業に取り掛かれるインターン生 4 名で、分担を決め、複数人が同時に編集可能なリストを作成し、共通ルールとして「会社の公式ウェブサイトに記載されているメインオフィスの住所をリストに記入する」と決めて、約 1 時間で全作業を終えることができました。VBB のインターン生はみんな、優しく、明るく、勉強熱心で、わからないことを質問しあったり、困ったときには助け合い、励まし合う、素晴らしい人たちでした。このような人たちと一緒にインターン期間を過ごせたことで、とても良い刺激を受けましたし、インターン生同士も良い関係を築けていたからこそ、急ぎの作業にも素早く協力して対応することができたように思います。

他の業務でも共通して感じたことではありますが、お仕事では限られた時間でクライアントに対して最善の対応をしなければなりませんから、周りの方といつでも良いチームワークを発揮できる人でありたいと思います。

(2) 日常の業務の中で感じたこと

VBB のオフィスは、ブリュッセルのペンタゴンの外側にあります。自家用車で通勤される方もいる一方で、公共交通機関で通勤する方は tram を利用する方も多く、私もその一人でした。tram 内で事務所の人を見つけておしゃべりしながら通勤・退勤することもありました。弁護士の先生方は事務所のすぐ近くに住んでおられるイメージを持っていましたが、職住を分離してメリハリをつける生活スタイルも素敵だなと思いました。事務所近くには大きな公園がありますし、事務所の敷地にも植物がたくさんあるので、毎朝立派な枝ぶりの大きな木でできた緑のゲートをくぐって、すがすがしい気持ちで出勤することができます。東京の都心の法律事務所にはなかなかない、素敵な環境だなと感じました。

<事務所の外観>



<中庭の様子>



所内の雰囲気としては、所員同士の距離が近く、アットホームな雰囲気を持つ事務所であるように感じました。事務所の執務室は2つのフロアに分かれており、多くの所員は2階で執務していますが、1階には広いカフェスペースがあり、ランチタイムになると自然と所内のあちこちから人が1階のカフェに集まってきて、事務所の設立者であられる Bellis 先生も含めたパートナーからインターン生までみんなで1つの大きなテーブルを囲んでランチをいただきます。ランチタイムには、業務の話だけでなく、休暇の予定や週末に何をしていたか、家族の話などプライベートの話題にも花が咲きます。お仕事の話だけでなく、プライベートの話題も共有することによって、業務を適切に分担したり、各人がその状況に応じた働き方をしやすくなっているのではないかと感じました。他にも、ランチタイムを利用して事務所の前の公園にみんなでピクニックに出かけた日もありましたし、誰かのお誕生日にはお誕生日の人がケーキを買ってきてカフェスペースでみんなでお祝いする慣習もあるそうです。欧米での働き方として、仕事とプライベートをはっきりと分けるイメージを持っていた私は、当初は驚きました。ですが、弁護士もスタッフの方もみんなが互いに話しやすい雰囲気で生き活きとお仕事をされている様子を拝見してとても魅力的な職場だと感じましたし、自分もインターン生としてその一員となれたことをとても嬉しく思いました。日本からやってきたインターン生の私にも、ベルギー国内のおすすめの観光地を教えてくださいたり、おいしいチョコレート屋さんを紹介して下さったり、はたまた「来月は休暇で日本に遊びに行くよ！」と旅行の計画を話して下さったりと、温かい雰囲気で迎えて下さったこと、心から感謝しております。

VBBにはヨーロッパの国々はもちろん、インド、韓国やインドネシアなどのアジア諸国も含め、世界の20以上の国々から弁護士が集まってきているそうです。VBBはベルギーの法律事務所ですが、そこで働く先生方は、ベルギーやEUに関連する事柄だけでなく、各自の母国に関する事柄にも常にアンテナを張っておられ、プラクティスチームミーティングなどでも、母国の事情を考慮した視点から意見を述べたり、母国での報道の様子を情報共有される場面がありました。貿易など国際的な案件を取り扱うVBBのような事務所は、世界の状況を正しく早く把握している必要もあるので、各弁護士のバックグラウンドの多様性がもたらすメリットは大きいと感じました。私も将来国際的な法律事務所に勤務することがあれば、日本のことを的確に正しく伝えられるようであればならないなと思いました。また、プラクティスチームミーティングでの先生方の議論は、裁判例を読むときの視点や議論の組み立ての観点からも勉強になりました。例えば、裁判例について報告される場合には、特に着目すべき点はどこか、今後どのような問題が発生しうるのか、その問題がクライアントにどのような影響をもたらすのか、といった具合に、クライアントを意識した視点で議論が展開されていきました。更に、ベテランの先生がかつて見聞きされたことを情報共有しつつコメントされるなど、各先生方がご自身の経験・知見に基づいて議論を繰り広げられる一場面もあり、積み重ねられてきた実績と歴史がある事務所ならではの、経験・知見の伝承がされているように感じました。

(3)おわりに

今回のインターンを通して、海外派遣プログラムでなければできないような体験をさせていただき、尊敬する方々との出会いにも恵まれ、多くの学びを得ることができました。このような貴重な経験の機会を与えてくださり、様々な面からサポートをしてくださった、藤田友敬先生、後藤元先生、Simon Vande-Walle 先生、オルテガマリア様、大山美由紀様、尾西由紀様、ビジネスロー・比較法政研究センターの皆様、心より感謝申し上げます。そして、このプログラムをご支援いただいた、Freshfields Bruckhaus Deringer 法律事務所、McDermott Will & Emery 法律事務所、Van Bael & Bellis 法律事務所、Bredin Prat 法律事務所の皆様にもこの場を借りて御礼申し上げます。本当にありがとうございました。